

就学指定校変更・区域外就学申請一覧

申請項目	申請期間・方法	必要書類	許可条件
1. 入学年度中（令和9年3月31日まで）に異動予定がある場合	9月1日～3月末 学務課窓口にて申請	①区域外就学・指定校変更願 ②転居・転入予定年月日、物件の所在地や契約が確認できるもの ③住民票の写し（市外からの転入の場合）	* 必要書類②の例 ・ 売買契約書 ・ 工事請負契約書 ・ 建築確認申請書（写） * 事前に学務課へご相談ください
2. 放課後に自宅以外で児童を保護する必要がある場合 ※この申請項目により、指定校変更した場合は、放課後児童クラブの利用はできません。	9月1日～3月末 学務課窓口にて申請	①区域外就学・指定校変更願 ②勤務証明書 ③児童を保護する旨の証明書 ④児童の生年月日が確認できるもの（市外在住の場合 例：住民票） * ②③はホームページよりダウンロードできます。	下記の条件を 全て満たし 、学務課へ申請があった者 Ⅰ. 放課後等配慮を要する児童であること Ⅱ. 放課後は祖父母等の家や自営業の営業所へ帰宅し、保護すること Ⅲ. 児童を保護する場所の指定校に就学させること ・ この申請項目は、 小学校在籍児童のみ適用となります。中学校の指定校変更要件にはございません。 * 事前に学務課へご相談ください
3. 身体的な事由による場合	9月1日～3月末 学務課窓口にて申請	①区域外就学・指定校変更願 ②医師の診断書等 対象児童の事由を証明する書類	・ 通院等の事由が存する期間許可する * 事前に学務課へご相談ください
4. 通学距離による配慮が必要な場合	9月1日～ 9月30日 学務課窓口または郵送にて申請	①指定校変更申請書	・ 原則指定校までの通学距離が実測で1.5km以上であり、変更を希望する学校までの通学距離が1km以内の場合で学務課に申請があった者
5. 兄姉と同じ学校に通学することを希望する場合	9月1日～ 9月30日 学務課窓口または郵送にて申請	①指定校変更申請書	・ 兄姉と同じ学校に弟妹が通学することを希望する者（兄姉が卒業生の場合も含む）
6. 鳩ヶ谷地区隣接特別区域等（新井宿の一部及び西新井宿の一部）在住の場合 * 区域の詳細はホームページをご覧ください。	9月1日～ 9月30日 学務課窓口または郵送にて申請	①指定校変更申請書	・ 鳩ヶ谷地区隣接特別区域在住者であり、指定校を神根小学校から里小学校に変更する場合で学務課に申請があった者 ・ 一部飛地に在住しており、学務課に申請があった者

※舟戸幼稚園児が舟戸小学校に指定校変更を希望する場合は手続きが必要です。申請期間（9月1日～9月30日）の間に指定校変更申請書を提出してください。

※申請項目4～6について手続きを行い、一度許可された後は、居住する学区の学校であっても学校を再度変更することはできません。十分にご考慮いただいたうえで、ご申請ください。